<総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ>
グループワーク 検討内容メモ
平成19年5月12日
文化センター第1研修室

- 1 住民自治条例の考え方、作成手法等の再確認 河井サブリーダーからの資料提供
 - (1) 横須賀市 自治基本条例制定状況調査報告書他の団体の自治基本条例制定の取組状況の確認→住民自治条例の全国的な取組の把握
 - (2) 川崎市 「かわさき版自治基本条例」の制定に向けて概要 自治基本条例の一般的な考え方、基本的なフレーム、検討が必要 な事項の確認
 - →条例案作成手法の整理
 - (3) 志木市 市民の自治を目指して (WEBページ) 志木市市政運営基本条例の確認
 - ・外部委員などを設けて、行政評価を行う制度の構築をすべきではないか。
- 2 前文の検討

前文、キーワード及び目的に関し、関山委員よりたたき台のペーパーが提示され、WS 第5回まとめ「理想の北本市像」のキーワードとともに前文に盛り込む内容を絞る。

- (1) これからあるべき北本市像
 - →将来の市人口は現状と同レベルであることを前提として考える。
 - ア 若い人の住みたい町 (少子高齢社会への対応として)

対策: 育児(保育)の充実、他と比べ定額の税、職住近接、**安** 心安全(治安)

イ 心の豊かさを保てる町

対策:環境の整備、コミュニティ活動の充実

ウ 活気、活力のある町

- ・ 市民、議会、市長に加え、市職員についての規定を盛り込んでいくべき。
- ・前文に産業振興に関する事項についても触れるべき。 例 企業誘致、農作物(トマト、芋)
- ・地形の特性として台地
- ・前文について説明資料の必要性
 - →それぞれの文言がどのような意味を持っているか。